

「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書

未曾有の東日本大震災および原子力発電所事故災害から1年を迎えるが、福島の復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧など多くの課題が山積している。

本年は“復興再生元年”とし、福島に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければならない。

特に、福島が原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島の復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有するものとする。

政府は2月10日に「福島復興再生特別措置法案」を閣議決定し国会に提出したが、スピード感を持った法律の執行を図れるよう早期の成立を期待する。

ただし、より福島県民に寄り添った法律となるよう、原子力災害に関する国の責任の明確化および県民に対する正確な情報提供の徹底を図りつつ、国会審議を通じて、下記の諸点について法律上、明確にされるよう強く要望するものである。

記

1. 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
2. 放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合、医療や福祉等にわたる措置を総合的に講じる旨、明記すること。
3. 除染に伴い生じた廃棄物を保管するための中間貯蔵施設の設置にあたっては、当該施設を最終処分場としないことを明文化するとともに、施設整備に必要な法制上の措置を講じること。
4. 復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域に福島県内の全ての地域が含まれるようにするための措置を講じるとともに、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月27日

福島県伊達市議会議長 吉田 一 政

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
復興大臣 平野 達男 様